

豊能町災害ボランティア事前登録要綱

（目的）

第1条 この要綱は、社会福祉法人豊能町社会福祉協議会（以下「協議会」という。）が、災害時のボランティア募集の迅速化と、平常時の災害ボランティアに対する住民意識の高揚を図るため、災害時にボランティア活動を行う意思のある個人または団体を事前に登録することに関し、必要な事項を定め、ボランティア活動の円滑な推進に資することを目的とする。

（登録の対象）

第2条 自発的な意思で災害ボランティアの活動を希望する個人または団体とする。

（登録手続き）

第3条 災害ボランティアに登録しようとする者は、災害ボランティア事前登録申込書（様式第1号または2号、以下「申込書」という。）を協議会会長に提出するものとする。ただし、申込書提出日時点で未成年の場合は、保護者の同意を得た者とする。

（登録者の個人情報）

第4条 登録者に関する個人情報は、第1条の目的を達成するため、本人の同意がある場合に限り、災害時の連絡及び救援活動に必要な範囲内で他の関係機関に提供し、又は連絡調整に利用することができる。

2 登録者に関する個人情報は、社会福祉法人豊能町社会福祉協議会個人情報保護規程に基づき、適正に管理するものとする。

（登録の変更）

第5条 登録者は、登録内容に変更があったときは、その旨速やかに協議会に報告しなければならない。

（登録の抹消）

第6条 協議会会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を抹消することができる。

- （1）登録者から、災害ボランティア登録辞退の申し出があったとき。
- （2）前号に掲げるもののほか、協議会会長が登録者として不適格と認めたとき。

（登録者への情報提供）

第7条 協議会会長は、次の各号に掲げる情報を登録者に対して適宜提供する。

- （１）災害発生後における、被災地等の災害ボランティア募集情報などを、電子メール等で提供する。
- （２）平常時における、災害ボランティア活動に関連する研修会や訓練の情報などを、電子メール等で提供する。

（保険加入）

第8条 登録者は、ボランティア保険に加入するものとし、その費用は登録者自身が負担するものとする。

（費用弁償等）

第9条 登録者は、協議会会長に対して、ボランティア活動の実施について、報酬及び費用弁償を請求することはできない。

- 2 登録者は、協議会会長に対して、ボランティア活動中の事故等による損害について賠償を求めることはできない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、災害ボランティア登録に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和２年２月１日から施行する。